

訪問看護ステーションかしの木 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規程

《事業の目的》

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する指定訪問看護事業所訪問看護ステーションかしの木（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営をするため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、その他の従業者（以下「看護職員等」という）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等（以下「要介護者（要支援者）」という）に対し、適正な指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

《指定訪問看護の運営の方針》

- 第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性をふまえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターおよび他の居宅サービス事業者、ならびにその他の保健医療サービス、および福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

《指定介護予防訪問看護の運営の方針》

- 第3条 指定介護予防訪問看護の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 指定介護予防訪問看護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画（介護予防訪問看護計画）を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
 - 3 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

- 第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 訪問看護ステーションかしの木
 - (2) 所在地 埼玉県草加市草加1-8-13

《従業者の職種、員数および職務内容》

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤1名)

管理者は、事業所の従業者の管理および指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。従業者に事業に関する法令等の規定を遵守するよう指導を行う。

(2) 看護職員等

看護師または保健師または准看護師 2.5名以上(内、1名は管理者と兼務)
理学療法士等 1名以上

看護職員等は、訪問看護計画書および訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書および介護予防訪問看護報告書)を作成し、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の提供にあたる。

(3) 事務職員 1名以上

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

《営業日および営業時間》

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までをのぞく。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

《訪問看護および介護予防訪問看護の内容》

第7条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 病状、障害の観察 | (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 食事および排泄等、日常生活の世話 | (4) 床ずれの予防、処置 |
| (5) リハビリテーション | (6) ターミナルケア |
| (7) 認知症患者の看護 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (9) カテーテル等の管理 | (10) その他医師の指示による医療処置 |

《利用料等》

第8条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

2 死後の処置料は15,000円(税別)とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

《緊急時等における対応》

第9条 看護職員等は、サービス提供中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うとともに、管理者に報告する。

2 事業者は、前項について、速やかに利用者の家族等、介護支援専門員(介護予防にあつては地域包括支援センターまたはその委託を受けた介護支援専門員)、および市町村の担当部署に連絡し、必要な措置を講ずる。

《事故発生時の対応》

第10条 事業者は、サービスの提供により、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めなければならない。

- (1) 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに主治の医師、利用者の家族等、介護支援専門員等、および市町村の担当部署に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
- (3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

《虐待の防止のための措置に関する事項》

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

《身体拘束等の禁止》

第12条

- (1) 訪問看護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命はまたは身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録する。
- (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 年1回以上
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ③ 身体拘束等の適正化のための研修の実施

《業務継続計画の策定等》

第13条

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施及び非日常時の体制で早期の業務再開を図る計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

《衛生管理等》

第14条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
委員会の開催 6か月に1回以上
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施 年1回以上

《苦情処理》

- 第15条 指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じおよび市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
 - 4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

《通常の事業の実施地域》

- 第16条 通常の事業の実施地域は、草加市、越谷市、八潮市、川口市の区域とする。

《個人情報の保護》

- 第17条 事業所は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、「医療生協さいたまの個人情報保護方針」および関連規程を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所の従業者が得た利用者およびその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

《第三者評価の実施》

- 第18条 第三者評価の実施状況 無

《その他運営に関する重要事項》

- 第19条 事業所は、すべての看護職員等に対し、個別の研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む）を実施する。事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修・・・採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修・・・年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であったものに、職務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療生協さいたま生活協同組合理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、

2006年	4月	1日から施行する。
2007年	8月	1日一部改定。
2009年	4月	1日一部改定。
2011年	10月	11日一部改定。
2012年	4月	1日一部改定。
2018年	8月	1日一部改定。
2019年	3月	25日一部改訂。
2019年	10月	10日一部改訂。
2022年	3月	1日一部改訂。
2023年	7月	1日一部改訂。
2023年	12月	1日一部改訂。
2024年	6月	1日一部改訂。